

吉田 事業場 過半数代表者選挙

任期:2018年1月~12月

川島 隆

京都大学職員組合 推薦候補
文学研究科 准教授
京大職組 前中央執行委員長



投票日

11/15 (水)

その意見聴取は今年から始まります。多数の案件が殺到すれば、過半数代表が個人で対応するのは不可能です。組合と組織的に連携しながら対応する仕組みをしっかりと作ってほしいと思います。ご支援よろしく願います。

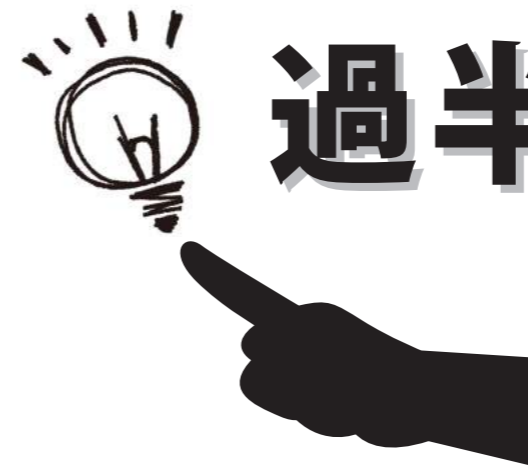
現在、京都大学で働く人たちの環境は厳しさを増しています。たとえば吉田事業場の過半数代表者に通知された超過勤務の「通告書」は、ここ数年は1000件以上で推移しています。過酷な定数削減が時間外労働の増加につながっている事情が窺えます。

また、2015年の改正派遣法は、派遣労働者の受け入れの3年上限を撤廃し、3年ごとに過半数代表の意見を聴けば受け入れを継続することを可能にしました(同じ労働者が継続雇用されるという意味ではない)。今後、この制度を悪用し、たとえば時間雇用教職員をクビにして代わりに派遣を雇うような動きが横行するならば、許されないことです。

立候補にあたって

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL:761-8916 内線:7615(本部地区) FAX:751-8365 URL:http://www.kyodai-union.gr.jp/ Email:office@g.kyodai-union.gr.jp



過半数代表者の役割とは？

—労働者派遣法改正とも関わって—

現在、吉田事業場で過半数代表者選出選挙が始まっています。京大職組は文学研究科の川島隆さん(前京大職組委員長)を推薦し、選挙に臨んでいます。この過半数代表者は次のような役割と必要性を持っています。

禁止事項を労使合意で容認する仕組み

私たちが雇われて働くにあたり、労働基準法(以後、「労基法」と略)が適用されます。労基法は働く人を守るための法律で、多様な労働条件の最低限の規制を定めています。

例えば、使用者は労働者に週40時間、1日8時間以上働かせてはならないとしています(法定労働時間)。違反すると使用者に刑罰が科せられます。しかし、実際には超過勤務として法定労働時間を超えて働くことが多々あります。労基法が労働者側と使用者側が合意し、労使協定を締結すれば、合意の範囲内で法定労働時間を超えること(時間外労働)を認めているためです。

このように、労使協定は労基法の最低基準を下回る禁止事項を労使合意により容認するしくみです。時間外労働の他、教員の裁量労働制等も労使協定により定められます。

最近ニュースになった大手広告代理店での過労自殺は、労使合意した時間外労働が非常に長かった上に、それすら守られなかった末に生じました。こうしたことが起こらないよう、労働者側代表者は適切な労使協定を結び、これを守らせなければなりません。

地域や業態による事業場ごとに民主的に選出

労働者側代表は、労働者の過半数を組織する労働組合が担い、過半数労働組合がない場合には、民主的な方法で過半数代表者を選出します。過半数代表は、設置地域や業態により区分される事業場ごとの選出です。京大では吉田、病院、桂、宇治、熊取、大津、犬山の7つの事業場があり、各事業場で過半数代表者が選出されます。

過半数代表者は、労使協定の締結以外に職場の安全・衛生の維持向上を図る衛生委員会の労働者側委員を指名すること、使用者が就業規則の改正を行う際に意見を述べる役割もあります。また、派遣労働の継続についても使用者から意見を求められます。この制度は2015年9月に大きな法改正がありました。

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 性別 生年月日

所属部局: 部署:

職種/職名: (例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他()

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail: @

あなたも組合に!

お申し込み
FAX:075-751-8365
http:join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱いいたします。

連絡先
京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email:office@g.kyodai-union.gr.jp
URL:http://www.kyodai-union.gr.jp

吉田事業場過半数代表選挙 投票所一覧

**派遣労働の受入れ期間
延長に意見を述べる**

派遣労働はあくまで臨時的なもので、常用労働者の代替をするものではない、というのが労働者派遣法の主旨です。派遣法は 1985年の制定(1986年施行)後、改正の度に、使用者側の都合のいいように規制緩和されてきました。今までは同じ職場での労働者派遣の受け入れ期間は、原則 1年、例外で上限 3年でした。しかし法改正により、同じ職場での受け入れ期間が原則 3年となり、例外として 3年を超えて継続することが可能とされました。使用者は今後、同じ職場で継続して派遣労働を受け入れようとする場合は、3年ごとに過半数代表者の意見を聴く義務を負います。

**その業務は本当に臨時的
なのか？**

先述のとおり、派遣労働は常用労働の代替ではありません。したがって、過半数代表者が京都大学から、同じ職場で 3年を超える派遣労働の受け入れについて意見を求められるとき、常用代替防止の原則、京都大学の常勤職員と時間雇用職員の雇用を守るという観点から、その業務は本当に臨時的なものなのか、熟練している京都大学の直接雇用者を必要とする教育・研究にとって不可欠な業務ではないのか、しっかり吟味していく必要があります。

**重責に過半数代表者と
職員組合がチームで対応**

京大の事業場の中でも特に吉田事業場は、民間を含め府下で有数の大規模事業場です。京大の他の事業場と同様に多種多様な教育・研究事業が営まれています。これだけの規模の事業場について、今後も一人の過半数代表者が、網羅的に意見を述べていくことは極めて困難です。

過半数代表者の了承が求められる京大法人からの法定労働時間を超える超過勤務の「通告書」の通知数は右の通りで、ここにも事務職員の労働条件の悪化の進行が示されています。

なお、派遣期間延長通告書も 2013年は 83件もありました。

毎年の膨大な通告書について、本務の教育・研究を行いながら、労働条件改善の立場に立って内容の適切・妥当性を考えて行くことは一人では大変です。職員組合は、来年の過半数代表者として川島隆さんを責任を持って推薦するにあたって、過半数代表者と緊密に連携し、担当委員会を作ることをはじめとして教職員の勤務条件改善に当たってまいります。

吉田事業場過半数代表者に通知された超過勤務の通告書

| | |
|--------|--------|
| 2009年度 | 948通 |
| 2010年度 | 856通 |
| 2011年度 | 866通 |
| 2012年度 | 1,270通 |
| 2013年度 | 1,513通 |
| 2014年度 | 1,624通 |
| 2015年度 | 1,383通 |
| 2016年度 | 1,211通 |

| 構内 | 部局名 | 投票所 |
|--------------------------------|--|--|
| 北 部 | 北部構内事務部 理学研究科 | 理学1号館1階応接室 |
| | 農学研究科 フィールド科学教育研究センター | 農学研究科等総務掛事務室 |
| | 基礎物理学研究所 数理解析研究所 | 基礎物理学研究所研究棟1階事務室 数理解析研究所1階102事務室 |
| | 野生動物研究センター | 野生動物研究センター事務室 |
| | 医学研究科 医学・病院構内共通事務部 放射線生物研究センター 医学研究科人間健康科学系専攻 | 医学研究科管理棟2階 大会議室 |
| 病 院 西 | 南西地区共通事務部 ウイルス・再生医科学研究所 iPS細胞研究所 薬学研究科 | 南部総合研究1号館・ウイルス・再生研1号館 ウイルス・再生医科学研究所会議室 薬学研究科本館事務室 |
| | アジア・アフリカ地域研究研究科 東南アジア地域研究研究所 アフリカ地域研究資料センター こころの未来研究センター | 稲盛財団記念館地域研究事務室 |
| | 吉田南構内共通事務部 高等教育研究開発推進センター 国際高等教育院 | 吉田南1号館2階206号室 |
| 吉 田 南 | 人間・環境学研究科 高等研究院 総合生存学館 | 人間・環境学研究科事務室 高等研究院本館4階事務室(総務企画掛) 東一条館地下1階005セミナー室 |
| | 本部構内(文系)共通事務部 大学文書館 | 本部構内(文系)共通事務部総務課事務室 |
| | 文学研究科 文化財総合研究センター | 文学研究科事務室 |
| | 教育学研究科 法学研究科 公共政策連携研究部・教育部 | 教育学研究科事務室 法経済学部本館1階事務室 |
| | 経済学研究科 経営管理研究部・教育部 | 経済学研究科事務室 |
| | 人文科学研究所 経済研究所 総合博物館 | 人文科学研究所事務室 本館1階事務室 総合博物館事務室 |
| | 本部構内(理系)共通事務部 | 本部構内(理系)共通事務部事務室 (総合研究8号館121-1号室) |
| | 生命科学研究科 情報学研究科 | 生命科学研究科事務室(医学部構内 医学・生命科学総合研究棟1階) 情報学研究科事務室(総合研究8号館1階事務室)□ |
| | エネルギー科学研究科 | エネルギー科学研究科事務室 (総合研究8号館121-2号室) |
| | 地球環境学堂 | 地球環境学堂ミーティングルーム(旧事務長室) 総合研究5号館1階 |
| | 教育推進・学生支援部、学生総合支援センター 高大接続・入試センター、国際教育支援室 | 教育推進・学生支援部学生課総務掛事務室 (教育推進・学生支援部棟2階) |
| | 附属図書館 | 附属図書館図書館企画課事務室 |
| | 総務部、男女共同参画推進本部 企画・情報部、 国際戦略本部、 学術情報メディアセンター、情報環境機構 財務部 施設部、環境安全保健機構 | 本部棟5階大会議室 |
| | 研究推進部、産官学連携本部 学術研究支援室、白眉センター 監査担当事務室 | |
| 学際融合教育研究推進センター 福井謙一記念研究センター | | |
| | | |

吉田事業場の過半数代表選挙の投票日は 11/15(水)11:00-14:00、投票所は上記の通りです。所属部局の総務担当部署にて期日前投票も受け付けています(10/30~11/10)。

あなたの勤務条件にかかわります、棄権せず投票しましょう

過半数代表者選出の投票は、常勤職員、有期雇用教職員、時間雇用教職員、再雇用教職員、TA・RA など職種・職名を問わず京都大学に雇用されている方全てに投票権があります。